

神奈川県社会福祉協議会 市町村社協部会

令和8年度事業計画

1. 市町村社協を取り巻く状況

- (1) 少子高齢化や人口減少が進む中、地域のつながりの希薄化や単身高齢世帯の増加、生活困窮やひきこもり、ヤングケアラーなど福祉課題は複雑多様化している。こうした状況に対し、社協には住民主体の原則のもと、行政や関係機関・団体とも連携しながら、地域共生社会の実現に向けた中核的役割を果たすことが求められている。しかしながら、社協では自治体財政の厳しさ、人口減少や地域住民の価値観の変容等に伴う会費収入の減少を一例に、安定的な財源確保は厳しい状況となっており、持続可能な財政基盤の構築が課題となっている。
- (2) さらに、多くの社協では職員の計画的、安定的な採用に結びつかない状況が常態化しており、包括的な支援体制構築に向けた地域福祉推進組織としての役割発揮、顕在化する多様な地域生活課題への組織的な対応力の低下が懸念される。さらには、特定の職員への負担集中や労働環境の悪化といった悪循環、業務の属人化、コンプライアンス違反等のリスクの高まりを誘発する要因にもなり、組織基盤強化を図る上で大きな課題となっている。
- (3) 本県では、災害対策基本法に基づく市町村の地域防災計画や協定等を根拠に、19の市町村社協が市町村災害ボランティアセンターの設置主体、29の市町村社協が運営主体（4の市町村社協は運営主体との連携団体）となっている。昨今では地震に限らず、豪雨等による風水害が全国各地で頻発しており、初夏から晩秋までの長期間にわたり、社協は通常業務と向き合いつつ、風水害の脅威と隣り合わせの日々を送る状況となっている。
- (4) 市町村社協部会では、令和4年度に策定した「かながわ版社協職員育成指針2022」とその中で示している本県の社協職員の育成に向けた研修体系に基づき、階層別・課題別の研修を開催している。令和8年度には指針の策定から5年目を迎えることから、これまでの実績や課題を振り返り、体系を構成している各研修のプログラム、開催方法の再検証等を行う必要がある。
- (5) 市町村社協部会で実施している「包括的な支援体制の構築・整備に向けたモデル事業」では、令和7年度に職員育成、研修等にかかる申請や相談が増えており、改めて職員育成が重要なテーマとして取り組まれている状況が見える。

2. 重点課題と取り組みの方向性

(1) 市町村社協の法人運営強化に向けた取り組み

- ①職員採用、魅力発信にかかる取り組みの強化 **資料3参照**
- ②制度動向に対応するための情報提供、理解促進に向けた情報交換や研修等の実施

(2) 災害等の非常時に備えた取り組み

資料4参照

(3) 社協職員の育成に向けた取り組み

- ① 「かながわ版社協職員育成指針 2022」に基づく研修の実施
- ② 「かながわ版社協職員育成指針 2022」の振り返り、再検証

3. 個別事業

(1) 協議・情報交換等

- ① 会長会、事務局長会、職員会の各階層別幹事会及び全体会
- ② 常務理事・事務局長会議
- ③ 行政・社協地域福祉担当者等連絡会・情報交換会
- ④ 「かながわ版社協職員育成指針 2022」の再検証に向けた協議、ヒアリング、アンケート
- ⑤ その他、総務・経理、採用活動、ボランティアセンター、福祉教育、社会福祉士実習生受入れ、災害等、事業別・課題別の連絡会・情報交換会

(2) 研修

- ① 「かながわ版社協職員育成指針 2022」に基づく研修の実施
 - ・ 階層別研修
 - ・ コミュニティソーシャルワーク研修（社協基礎研修、社協ゼミナール）
 - ・ 社協組織マネジメント研修
- ② 行政・社協地域福祉担当者等研修会
- ③ その他、総務・経理、ボランティアセンター、福祉教育、災害等、事業別・課題別研修

(3) 非常時に備えた連携体制の構築

- ① 県内災害ボランティアセンターの運営支援（ICT促進、共用資機材の整備等）
- ② 市町村社協災害担当者等情報交換会の実施
- ③ 市町村社協との災害時支援に関する協定による職員派遣等の実施

(4) モデル的取組みの実践と普及

- ① 包括的な支援体制の構築・整備に向けたモデル事業の実施
（テーマ例）・行政との課題共有や方向性の確認の場づくり
 - ・ 大規模災害など非常時に備えた関係性の構築への取り組み
 - ・ 地域支援と個別支援を行う職員の勉強会の実施
 - ・ 参加支援等を意識した地域の実践団体との地域づくりに関する研修の実施
- ② 地域ネットワーク強化事業の実施（経営者部会との協働事業）

(5) 情報収集・発信等

- ① 市町村社協の取組みに係るアンケート調査の実施及び発信
- ② 市町村社協現況調査の実施及び報告書の発行
- ③ 市町村社協役員名簿の発行
- ④ 「神奈川の社協 採用情報・魅力発信ポータルサイト」の運営
- ⑤ 「かながわの社協職員会ニュース」の発行
- ⑥ 県社協政策提言活動への参画

4 部会運営にあたって

(1) 会長会、事務局長会、職員会の運営等

- ① それぞれの構成員の立場・役割をふまえ、社協の組織運営および事業・活動の向上にむけた主体的な協議と相互研鑽をすすめる。
- ② 「2 重点課題と取り組みの方向性」を軸にしながら、各幹事会及び全体会で対応策の協議等を行い、研修等事業の企画・実施につなげていく。
- ③ 常務理事への情報提供の場として常務理事・事務局長会議を開催し、県社協の市町村社協関連部所からの情報提供等も併せて行う。

(2) ブロック別社協連絡会との連携・協働

本部会とブロック別社協連絡会間の連絡を密にし、「かながわの社協指針2020」および「かながわ版社協職員育成指針2022」の共有を図るとともに、広域での取り組みが効果的な課題等について、ブロック内社協の連携・協働による取り組みや、必要に応じてブロックを越えた取り組みにもつなげる。

(3) 他の部会・協議会、連絡会等との連携・協働

県社協の他の部会・協議会・連絡会と共通する課題について、地域ネットワーク強化事業の実施等を通して協働による取り組みをすすめる。

(4) 県社協の各部所との連携による市町村社協支援

市町村社協が実施する各事業に関する部所との連携はもちろん、法人運営、人材育成等それぞれに関わる県社協内各部所との連携を図り、市町村社協の事業・活動、組織運営の充実につなげる。